

(非公式訳)

投資委員会布告

第 4/2557 号

件名：特別経済開発区における投資促進政策

近隣国との経済的連携、アセアン経済共同体の結合に向けて工業団地内外において特別経済開発区における投資を促進すべきとし、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は、特別経済開発区における投資促進政策を以下の通り定める。

第1項 特別経済開発区とは特別経済開発政策委員会が定めた地域とする。

第2項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づく一般投資促進対象業種で、特別経済開発区に立地するものは以下の恩典を付与する。

2.1 法人税免除期間を 3 年間追加するが、最高 8 年間までとする。

2.2 法人税免除期間がすでに 8 年間となる A1 および A2 類における業種は法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50%減免する。

2.3 奨励事業より収入の発生日より 10 年間運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を可能とする。

2.4 インフラの設置、建設に投資した金額に通常の前償却より 25%増しで控除を可能とする。

2.5 機械の輸入関税を免除する。

2.6 輸向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に 5 年間輸入関税を免除する。

2.7 委員会が定めた規定に基づき奨励プロジェクトに外国人未熟練労働の使用を許可する。

2.8 非税的恩典

第3項 特別経済開発区が定めた対象業種で、特別経済開発区に立地するものは以下の恩典を付与する。

3.1 土地代および運転資金を除く投資金額の 100%を上限に法人税を 8 年間免除する。

3.2 法人税免除期間がすでに 8 年間となる A1 および A2 類における業種は法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50%減免する。

3.3 奨励事業より収入の発生日より 10 年間運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を可能とする。

3.4 インフラの設置、建設に投資した金額に通常の前償却より 25%増しで控除を可能とする。

3.5 機械の輸入関税を免除する。

ประกาศ กคท.ที่ 4/2557 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนในเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษ

(非公式訳)

18 ธันวาคม 2557

3.6 輸出向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に 5 年間輸入関税を免除する。

3.7 委員会が定めた規定に基づき奨励プロジェクトに外国人未熟練労働の使用を許可する。

3.8 非税的恩典

2015 年 1 月 1 日より有効とする。

布告日 2014 年 12 月 28 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長